

平成 21 年 6 月 12 日

総務省人事・恩給局
公務員高齢対策課 御中

社団法人 鹿屋肝属法人会

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について（報告）

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。)による改正後の国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。) 第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号。) 第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令 (平成 20 年政令第 389 号。) 第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令 (平成 20 年政令第 390 号。) 第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令 (平成 20 年内閣府令第 83 号) 第 9 条及び附則第 3 条並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 84 号) 第 8 条及び附則第 3 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨報告いたします。

[本件連絡先]

担当 山野二雄
電話 0994-44-9811
FAX 0994-44-7738